

被災住宅の応急修理

●問い合わせ 役場都市計画課 建築係 ☎096(293)4011

●応急修理の範囲

住宅の応急修理は令和 8 年熊本地震のため住家被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分で、緊急を要する箇所（躯体・屋根・壁・床・建具・配管・衛生設備など）について実施します。

●応急修理の箇所や方法

- ①地震の被害と直接関係がある修理のみが対象です。
- ②家電製品は対象外です。

●基準額

- 1 世帯当たりの限度額
全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合
75 万 7 千円以内
準半壊の場合
36 万 7 千円以内

※申請者への支払いではなく、施工会社へ直接町が支払います。
内容の審査を行い、限度額を超える場合や、修理の内容が応急修理の対象外となるものは自己負担となります。

●必要書類

住宅の応急修理申込書、住宅の被害状況に関する申出書、罹災証明書、修理前の被害状況が分かる写真、修理見積書、資力に関する申出書、住宅の応急修理申込チェックシート。

●対象となる方（すべてに該当すること）

- ①罹災証明書の罹災区分が準半壊以上。
※全壊の場合は、この応急修理を実施することで居住が可能になる場合のみ。
- ②応急修理を行うことで、避難所などへの避難を必要としなくなること。
- ③原則として応急仮設住宅などを利用しないこと。

詳しくは
こちら▶



被災者生活再建支援金

●問い合わせ

役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

地震により住宅が全壊・大規模半壊などの被害を受けられた人に生活再建の支援金を支給します。

●対象となる人

- ①居住する住宅の罹災証明区分が、全壊、大規模半壊、または中規模半壊の人。
- ②居住する住宅の罹災証明区分が半壊でやむを得ない理由で住宅を解体し、「解体世帯」となった人。

※②やむを得ない理由
住宅の敷地に被害が生じるなどして、このままにしておくと非常に危険な場合など。

●支援金の支給額（右上図参照）

支援金の支給額は以下の 2 つの支援金の合計となります。①住宅の罹災区分に応じて支給する支援金（基礎支援金）②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

●必要書類（右下図参照）

申請に必要な書類は、被害状況に応じて異なります。

●申請期限

- ①基礎支援金 令和 9 年 8 月 27 日（金）
- ②加算支援金 令和 11 年 8 月 27 日（月）

■支援金支給一覧

区 分		①基礎支援金 (住宅の被害程度)	②加算支援金 (住宅の再建方法)		合計 ①+②
複数世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補 修	100万円	200万円
			賃 借	50万円	150万円
	大規模 半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補 修	100万円	150万円
			賃 借	50万円	100万円
中規模 半壊世帯	—	建設・購入	100万円	100万円	
		補 修	50万円	50万円	
		賃 借	25万円	25万円	
単数世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補 修	75万円	150万円
			賃 借	37万5,000円	112万5,000円
	大規模 半壊世帯	37万5,000円	建設・購入	150万円	187万5,000円
			補 修	75万円	112万5,000円
			賃 借	37万5,000円	75万円
中規模 半壊世帯	—	建設・購入	75万円	75万円	
		補 修	37万5,000円	37万5,000円	
		賃 借	18万7,500円	18万7,500円	

■必要書類一覧

		全壊	解体		大規模 半壊	中規模 半壊
			半壊解体	敷地被害解体		
基礎 支援金 ※中規模半壊の 場合は加算支	①罹災証明書	○	○	○	○	○
	② 解体証明書(税務課発行) または滅失登記簿謄本 敷地被害証明書類※		○	○		
				○		
		③預金通帳の写し	○	○	○	○
加算 支援金	④契約書などの写し	○	○	○	○	○

※敷地被害を証明する書類（敷地の修復工事の契約書など）

医療費・介護サービス・障がい福祉サービス・障がい児通所支援利用料の一部負担金等の免除

熊本地震で被災された人を対象に、医療機関や介護サービスの窓口で支払う一部負担金等が免除または支払いが猶予されます。

●対象となる人（次の a、b の両方に該当する人）

a.（次のいずれかに該当する人）

- ・住家が全半壊、全半焼、床上浸水などの被害を受けた人
- ・主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病または行方不明となった人
- ・主たる生計維持者が事業を廃止・休止した人、失職し現在収入がない人

b. 災害救助法適用

市町村在住で、大津町国民健康保険、または熊本県後期高齢者医療に加入されている人、介護サービス・障がい福祉サービス、障がい児通所支援を受給されている人

※地震によるケガの治療だけでなく、持病等の受診や薬の処方を受給されている人も対象です。

●ご注意ください

- ・入院時の食事代・生活療養費、介護施設の食費・居住費等は対象外です。
- ・後日の確認で対象外と判明した場合は、免除または猶予された費用の支払いが必要となります

●対象期間 令和 8 年 11 月末まで

●受診・利用するとき

窓口で「熊本地震で被災した」とお伝えください。罹災証明書が交付されていない場合でも、窓口で申し出ること、免除・猶予の取扱いを受けられます。

問い合わせ

①医療費について
健康保険課 国保・医療係☎096(293)3114

②介護サービス利用料について
介護保険課 介護保険係☎096(293)3511

③障がい福祉サービス・障がい児通所支援利用料について
福祉課 障がい福祉係☎096(293)3510

①について



詳しくは
こちら▶

②について



③について



パスポート手数料の免除

●問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112
熊本県国際課 ☎096(333)2160

令和 8 年熊本地震で被害を受けた人は、要件を満たす場合、パスポート発給手数料を全額免除します。

●対象者

次に該当する人

- ・被災した住宅が「半壊以上」または「床上浸水」の被害を受けた人
- ・被災当時、大津町に住民票があった人

●免除申請期間

令和 8 年 7 月 28 日（火）～令和 9 年 7 月 27 日（火）

●必要書類

- ・罹災証明書の原本
- ・住民票または戸籍の附票（いずれも一通 300 円）
- ・通常の発給申請に必要な書類一式

●留意事項

手数料免除は、窓口での紙申請のみです（オンライン申請はできません）。住民課窓口でパスポートを申請する際にお申し出ください。通常の申請後に手数料の免除を受けることはできません。申請に必要なものなど詳しくはお問い合わせください。

詳しくは
こちら▼



国民年金保険料の免除

●問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112
熊本西年金事務所 ☎096(353)0142

令和 8 年熊本地震で住宅などの財産に一定以上の被害を受けた国民年金第 1 号被保険者は、申請により国民年金保険料の免除を受けることができます。

●対象者

令和 8 年熊本地震で被保険者、世帯主、配偶者または同一世帯員が所有する住宅・家財などの財産について、その価格のおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けた人。

●必要書類

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書または国民年金保険料学生納付特例申請書
- ・被災状況届

●免除期間

令和 8 年 6 月分～令和 10 年 6 月分
※令和 7 年度分（令和 8 年 6 月）、令和 8 年度分（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月）、令和 9 年度分（令和 9 年 7 月～令和 10 年 6 月）の免除サイクルごとに申請が必要です。

●申請方法

住民課または熊本西年金事務所
で申請してください。

詳しくは
こちら▼

